○経済産業省告示第三百二十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十一年十一月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	
4943	ムービアイ・エンタテインメント株式会社	東京都中央区銀座六丁目二番一号	平成二十一年八月四日から平成二十二年八月三日まで
4944	株式会社和田砂利商会	神奈川県横浜市港北区樽町四丁目十七番三十号	平成二十一年八月二十八日から平成二十二年八月二十七日まで
4945	株式会社アイ・ワン	大阪府大阪市福島区鷺洲五丁目九番二十五号	平成二十一年九月十六日から平成二十二年九月十五日まで
4946	株式会社エム・ドゥ	大阪府大阪市中央区備後町二丁目四番十号	平成二十一年九月二十九日から平成二十二年九月二十八日まで
4947	佐文工業株式会社	香川県丸亀市新田町十八番地六	平成二十一年九月一日から平成二十二年八月三十一日まで

○経済産業省告示第三百二十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十一年十一月九日

経済産業大臣　直嶋　正行

番号	名称	住所	
4948	中村建設工業株式会社	青森県八戸市長苗代一丁目一番一号	平成二十一年十月九日から平成二十二年十月八日まで
4949	株式会社ヨウジヤマモト	東京都品川区東品川二丁目二番四十三号	平成二十一年十月九日から平成二十二年十月八日まで
4950	信田罐詰株式会社	千葉県銚子市三軒町二番地の一	平成二十一年八月二十八日から平成二十二年八月二十七日まで
4951	谷村建設株式会社	三重県津市河芸町上野千八百五十二番地	平成二十一年九月十八日から平成二十二年九月十七日まで
4952	和光化学工業株式会社	大阪府大阪市生野区鶴橋一丁目一番三十三―八百十二号	平成二十一年十月二日から平成二十二年十月一日まで

○海上保安庁告示第三百三号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　佐島港B防波堤灯台
位置
所在地　神奈川県横須賀市（佐島港B防波堤外端）
北緯　三五―一二―〇七
東経　一三九―三六―三二
変更した事項
位置
所在地　神奈川県横須賀市（佐島港B防波堤外端）
北緯　三五―一一―〇七
東経　一三九―三六―三二
高さ　地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで八・〇メートル
変更年月日　平成二十一年九月十五日

名称　石見津摩港沖防波堤灯台
位置
所在地　島根県浜田市（津摩港沖防波堤外端）
北緯　三四―五一―三三
東経　一三二―〇〇―四九
変更した事項
光度　九二〇カンデラ
光達距離　九・〇海里
変更年月日　平成二十一年九月十五日

名称　浜田漁港北防波堤灯台
位置
所在地　島根県浜田港（浜田漁港北防波堤外端）
北緯　三四―五三―四六
東経　一三二―〇三―二六
変更した事項
光度　二、〇〇〇カンデラ
光達距離　一〇・五海里
変更年月日　平成二十一年九月十五日

名称　島毛碆灯標
位置
所在地　島野浦島灯台（宮崎県延岡市）の南南西方約九・〇キロメートル
北緯　三二―三五―三六
東経　一三一―四六―二八
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十一年九月十五日

○海上保安庁告示第三百四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十一月九日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　関空泉州港北泊地沖灯標
位置
所在地　阪南港泉佐野沖防波堤北灯台（大阪府泉佐野市）の西北西方約五・四キロメートル
北緯　三四―二六―四七
東経　一三五―一五―三九
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで七・〇メートル　平均水面上から灯火まで七・〇メートル
記事　一　附属施設　レーダー反射器
二　関西国際空港株式会社管理
変更年月日　平成二十一年九月十六日

名称　国東港古町沖防波堤灯台
位置
所在地　大分県国東市（国東港古町沖防波堤外端）
北緯　三三―四一―一九
東経　一三一―三六―〇八
変更した事項
灯質　単閃赤光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十一年九月十六日